

延滞金について

○平均貸付割合（財務大臣が告知する割合）は、令和8年1月1日から「年0.8%」となっています。

	内容	本則	割合	令和8年1月から
延滞金	法定納期限を過ぎて履行遅延となった場合に 遅延利息として課されるもの	14.6%	延滞金特例基準割合(※1)+7.3%	9.1%
納期限から 1か月以内	早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	延滞金特例基準割合(※1)+1%	2.8%
徴収の猶予等	納税者の納付能力の減退といった状態に配慮 し、軽減	7.3%	猶予特例基準割合 (平均貸付割合+0.5%)	1.3%
納期限の延長	法人市民税等について納期限の延長があった 場合に課されるもの	7.3%	平均貸付割合+0.5%	1.3%

(令和8年1月1日以降に対応する期間から)

(※1) : 延滞金特例基準割合 = 平均貸付割合 + 1%